

虐待防止委員会運用指針

(委員会の目的)

第1条 虐待防止委員会は、利用者の安全と人権保護の観点から、適正な支援が実施され、利用者の自立と社会参加のための支援を妨げることのないよう、定期的に又は適時、委員会を開催し、虐待の防止に努めることを目的とする。

(委員会委員の選出)

第2条 委員は以下のとおりとする。

- 1) 委員長は、虐待防止責任者とする。
- 2) 委員は、各事業所の管理者とする。
- 3) 委員には、必要ある場合に法人役員等、苦情解決第三者委員を加えることができる。

(委員会の開催)

第3条 委員会の開催を次のとおりとする。

- 1) 委員会は、虐待防止に関する法人事業所内での協議事項が生じた都度に随時開催する。
- 2) 法人事業所内で虐待事例が発生した時には必ず開催する。
- 3) 会の開催の必要があるときは、委員長が招集し開催する。

(委員会の実施)

第4条 委員会は次のとおり実施する。

- 1) 職員倫理綱領を職員に周知し、行動規範とするよう啓発する。
- 2) 「虐待の分類」について、職員に周知することと、定期的な見直しを行い、疑いのある項目を足していく。
- 3) 「虐待を早期に発見するポイント」に従い、「虐待発見チェックリスト」結果による調査を必要あるごとに実施する。
- 4) 上記の実施した調査の結果、虐待や虐待の疑いがあるときは、虐待防止受付担当者に報告する。
- 5) 研修担当者として日程の調整を行い、虐待防止に係る研修を年1回以上行うこととする。

- 6) 事故等の問題が虐待につながるような場合は、虐待防止委員会において対応する。
- 7) その他、法令及び制度の変更のあるごとに委員会を開催し、規定等の見直しを行うこととする。

(委員会の責務)

第5条

- 1) 委員会は、虐待が起こらないよう事前の措置として、職員の虐待防止意識の向上や知識を周知し、虐待のない施設環境づくりを目指さなければならない。
- 2) 委員は、日頃より社会福祉法・知的障害者福祉法のみならず障害者自立支援法や障害者の権利宣言等の知識の習得に努めるだけでなく、人格（アイデンティティ）の向上にも努めるものとする。
- 3) 委員会の委員長・委員は、日頃より利用者の支援の場に虐待及び虐待につながるような支援が行われていないか観察し、必要があるときは職員に直接改善を求めたり、指導することができる。
- 4) 委員会は、その他の委員会とも連携をとり利用者の虐待の疑いのある事案や支援等に問題がある場合は各委員会と協議し、協同で会議を開催する等、虐待防止の対応・対策及び改善を図るものとする。

(委員会の委員) 別途添付

別紙

虐待防止委員会名簿

	役 職
委 員 長	法人本部 事務長（虐待防止責任者）
委 員	桐の里管理者（虐待防止受付担当者）
〃	大成管理者（虐待防止受付担当者）
〃	G H管理者（虐待防止受付担当者）
第三者委員	桐の里苦情解決第三者委員（オンブズマン）
〃	大成苦情解決第三者委員（オンブズマン）
〃	G H苦情解決第三者委員（オンブズマン）

★虐待内容及び通報状況によって委員は変更することがある。

★第三者委員は、被虐待者及び保護者、通報者からの同意に基づき介入する。